

令和 3 年千葉市教育委員会会議
第 7 回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和3年千葉市教育委員会会議第7回定例会会議録

日時 令和3年7月21日(水)

午後2時00分開会

午後2時39分閉会

場所 第一・第二会議室

出席委員 教 育 長 磯野 和美
委 員 和田 麻理
委 員 小西 朱見
委 員 藤川 大祐
委 員 竹田 賢
委 員 高津 乙郎

出席職員

教 育 次 長	宮本 寿正	学 事 課 長	栗和田 耕
教 育 総 務 部 長	香取 徹哉	教 育 指 導 課 長	樋口 雅也
学 校 教 育 部 長	鶴岡 克彦	教 育 支 援 課 長	小田 將史
生 涯 学 習 部 長	佐々木敏春	教 育 セ ン タ ー 所 長	川名 正雄
学校教育部参事(教育改革推進課長事務取扱)	片見 悟史	養護教育センター所長	久保木 修
中央図書館長(管理課長事務取扱)	中島 千恵	生 涯 学 習 振 興 課 長	小倉とも子
総 務 課 長	山口美登里	文 化 財 課 長	佐久間仁央
企 画 課 長	山崎 二郎	総 務 課 総 括 主 幹	杉田 博儀
教 育 職 員 課 長	吉田 悦子	総 務 課 課 長 補 佐	志賀 二郎
教 育 給 与 課 長	松永 信隆	中央図書館情報資料課担当課長補佐	大川 修一
学 校 施 設 課 長	堀 明德		
書 記 総 務 課 総 務 班 主 査	猪飼 恭平	総 務 課 主 任 主 事	松元 秀之

- 1 開会
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
磯野教育長より小西委員を指名
- 4 会期の決定
令和3年7月21日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認
令和3年第3回定例会及び第4回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 議事の概要
 - (1) 報告事項
報告事項(1) 令和2年度千葉市立小・中・特別支援・高等学校における体罰及びセクシュアル・ハラスメントに関する実態調査の結果について
吉田教育職員課長より報告があった。
報告事項(2) 千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱について
小田教育支援課長より報告があった。
報告事項(3) 千葉市電子書籍サービスの実施について
中島中央図書館長より報告があった。
 - (2) 議決事項
議案第30号 陳情について
議案第31号 陳情について
樋口教育指導課長より説明があった後、審議。陳情第1号及び第2号について、不採択と議決した。
議案第32号 陳情について
樋口教育指導課長より説明があった後、審議。陳情第3号について、不採択と議決した。
 - (3) 発言の要旨
報告事項(1) 令和2年度千葉市立小・中・特別支援・高等学校における体罰及びセクシュアル・ハラスメントに関する実態調査の結果について

磯野教育長 報告事項（１）「令和２年度千葉市立小・中・特別支援・高等学校における体罰及びセクシュアル・ハラスメントに関する実態調査の結果について」教育職員課長、説明をお願いします。

吉田教育職員課長 教育職員課でございます。

報告事項（１）をご覧ください。

平成２５年度より実施しております、市内の小・中・高・特別支援学校の児童生徒、保護者を対象とした体罰、セクシュアル・ハラスメントの調査結果について、ご報告させていただきます。

まず、「１ 調査の目的」ですが、児童生徒と教職員の関わりの中で起こる体罰やセクシュアル・ハラスメントに関する実態を把握するとともに、具体的な対策を講じ、よりよい学校環境を構築するために実施しているものでございます。

次に、「２ 調査方法等」ですが、調査対象は、市内の小・中・高・特別支援に在籍する児童生徒です。なお、小学校・特別支援学校は保護者も含みます。また、調査対象期間は令和２年４月１日から令和３年３月８日までです。実施の方法は、これまで同様アンケート形式といたしまして、氏名の記入は選択制としております。ただし、アンケート集計の都合上、学年、組、性別は必須記入としています。

今回の調査も昨年度と同様、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、全ての学校において家庭で回答し提出することといたしました。これは学校では、周囲の目を気にして本来書きたい内容を書けない生徒がいると考えたからです。また、回収方法につきましては、管理職が全教室を回って回収し、担任は一切回収には関わらないようにいたしました。これは提出したアンケートを、体罰をしている可能性がある担任に見られるのでは、と不安に感じている児童生徒、保護者がいたためです。また、さらに学校に直接提出することが不安な児童生徒、保護者に関しましては、教育委員会まで郵送による提出も可能といたしました。

「３ 調査結果等」についてですが、２ページをご覧ください。体罰として判断される行為は２件、昨年度は３件でした。２件については嚴重注意となっております。不適切な指導を受けた件数は、小・中・高・特別支援学校の総数は５１件、昨年度は５５件です。昨年度と比較し減少しております。また、言葉の暴力につきましても１００件、昨年度１２３件ですので、こちらも減少しております。

次に、3ページをご覧ください。児童がセクシュアル・ハラスメントを受けた人数は、小学校が19人、昨年度は24人でした。中学校は17人、昨年度は41人、高等学校は0人、昨年度は1人、特別支援学校は0人、昨年度は1人となっており、総数は36件、昨年度の67件と比較し減少しております。

次に、4ページをご覧ください。調査結果から見られる傾向や状況及び調査を踏まえた今後の対策についてまとめてあります。

一昨年度より教育職員課内に設置されましたコンプライアンス班が中心となりまして、先の6月にいただいた「子どもへの性暴力防止対策について」の提言を踏まえ、こういった取組みを実施し、体罰・セクシュアル・ハラスメントの防止に向けてより一層取り組んでいきたいと考えております。

また、今回の調査結果につきましては、千葉県教育委員会のホームページにも掲載する予定でございます。

以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かございますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

2点、質問させていただきます。

1点目は、セクシュアル・ハラスメントに関する処分の件数を教えていただきたいと思います。体罰については処分の内容が報告されておりますが、セクシュアル・ハラスメントについては、件数が比較的多いのですが処分がどうなったかという報告がなかったので教えていただきたいと思います。

2点目でございますが、2ページの表の①、②、③とあって、「不適切な行為」、「言葉の暴力（暴言等）」、「指導の範囲内である行為」、これは誰がこのように分けたのかということをお教えいただきたいと思っています。つまり、恐らくアンケートでは、こういう区別なく子どもと保護者の方が回答されていると思うのですが、学校が判断してこう分けたのか、教育委員会としての判断なのか、どちらかだと思うので、教えてください。また、この表現が分かりづらいのではないかと思います。というのは、言葉の暴力が不適切な行為と分けられていて、言葉の暴力というのは不適切だろうと思うのですが、それが不適切な行為と分けられているのはなぜなのかとか、指導の範囲内である行為というのは、被害があったというような訴えがあったにもかかわらず、問題がなかったということなのでしょうけれども、何をもって問題

なしという判断になったのかというのがよく分からず、その表現が分かりにくいのではないかなと思いましたが、伺うものです。よろしく願いいたします。

吉田教育職員課長 セクシュアル・ハラスメントに関しては処分が0件でございます。ただ、今年度、性暴力の提言を受け、今後行動指針を学校に下ろしていくこととなりますので、それにより一層の防止をしていきたいと考えております。

あと併せまして、この仕分けについては、学校で仕分けをしているのですが、教育職員課に報告が上がってきたときに、疑義のあるものについては教育職員課で再度調査をかけて、内容の精査を図っていくことになっております。

和田委員 1点確認させていただきたいのですが、調査対象者数なのですけれども、体罰に各調査対象者数がありますが、セクシュアル・ハラスメントもこれと同様と考えてよろしいですか。

吉田教育職員課長 その通りでございます。

和田委員 分かりました。もう1点ですが、記憶が定かではないのですが、昨年までセクシュアル・ハラスメントに関して、教職員に対してもアンケートを取って、中には児童生徒から教員がセクシュアル・ハラスメントを受けていると感じているということがあったかと思うのですが、今年度はその辺りについては調査をされていないのでしょうか。

吉田教育職員課長 今年度、この調査に関しましては、教職員が児童生徒に対する行為についての調査ということで整理させていただきました。ただし、教職員に関しましては、セクシュアル・ハラスメント等を受けた場合については、すぐにスクールレスキューに通報するようということで周知を図っておりますので、教職員の相談に関しましては、全てスクールレスキューで受けるということで対応して参ります。

和田委員 分かりました。ありがとうございます。

ちなみに、もし今お分かりで差し支えがなければ、そのスクールレスキューに届いている訴えというのは、現在のところ何人でしょうか。

吉田教育職員課長 現在、セクシュアル・ハラスメントに関してはスクールレスキューへの訴えはございません。

和田委員 ありがとうございます。

小西委員 私も2点、教えていただきたいのですが、3ページのセクシュ

アル・ハラスメント調査結果の質問ですが、②から⑤とあって、⑤の「その他」が昨年よりかなり増えているかなと思うのですけれども、具体的に「その他」というのは、どういったものでしょうか。

吉田教育職員課長 例えば子どもが着替えをしているときに、廊下を先生が通過したというような意見が非常に多くありました。やはり、着替え中のことは気になる点として、子どもたちから多く挙がってきているところですよ。

あと、併せまして、スカートの丈が短いから少し下に下げなさいというようなことを先生に言われたことが、やはりセクシュアル・ハラスメントに感じたといった子どもの訴えがございましたので、そういうものを「その他」という形にさせていただきました。

小西委員 もう1点ですが、子どもにこにこサポートが新しく始まったかと思うのですけれども、こちらの内容の報告を、守秘義務の関係で難しいかと思うのですが、体罰、セクシュアル・ハラスメント、それぞれ何件ぐらいの相談があったかというのは、今後こちらについても教育委員会に定期的にご報告いただくことは可能ですか。

吉田教育職員課長 子どもにこにこサポートにつきましては、今回、体罰もセクシュアル・ハラスメントも件数が非常に減ったのは、やはり子どもたちが常に相談できる体制が整ってきているため、その都度その都度、子どもたちの困り事に対応していているというところで、この相談件数は減ってきたのではないかなということも考察できるところでございます。

今後、この相談件数と内容等につきましては、可能な限り回答できるようにさせていただきたいと思っております。

小西委員 よろしくお願ひします。

高津委員 「2 調査方法等」の「(3) 実施方法」にアンケート調査とし、氏名は「無記名も可」、と書いてありますけれども、訴えたときに名前が書いてあれば、この子がどういう状況かというのが分かるのですが、実際、どのぐらい記名というのはあったのでしょうか。

吉田教育職員課長 無記名も可としてありますけれども、全ての調査の中で記名している割合につきましては、小学校は91.8%、中学校は87%、高校は87.1%、特別支援が89.1%で、合計90.5%

の児童生徒が氏名を記入されています。

報告事項 (2) 千葉県フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱について

磯野教育長 報告事項(2)「千葉県フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱について」、教育支援課長、説明をお願いします。

小田教育支援課長 それでは「千葉県フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱について」ご報告いたします。

資料の5ページをお願いいたします。

制定の趣旨でございますが、教育機会確保法や令和元年10月に出された国の通知に示されておりますとおり、不登校児童生徒の社会的自立への支援については、様々な関係機関等と連携し、行うことが求められていることから、不登校児童生徒の個々の状況に寄り添った支援を行っているフリースクール等の安定した運営や、その指導体制の整備と体験学習等に係る経費の一部を補助するため、このたび交付要綱を制定いたしました。

「2 千葉県フリースクール等民間施設事業費補助金交付要綱の概要」になりますが、まず、「(1) 補助対象施設」は、この要綱に掲げる要件を全て満たすものとしております。主な要件といたしましては、「不登校児童生徒に対する支援を主たる目的としていること」、「市内に施設又は活動拠点があること」、「営利を目的としない事業者が運営する施設であり、かつ、1年以上の活動実績があること」、「申請年度に、市内在籍の児童生徒が入所した実績があること。また、当該児童生徒が在籍する学校長が通所状況等により出席扱いできると判断していること」、「千葉県における不登校児童生徒が通う民間施設についてのガイドライン」に則った支援が行われていること」としております。

なお、それ以外の要件につきましては、資料の6ページにございます。実際の要綱第2条に明記してございますので、ご覧いただければと思います。

再び5ページに戻りまして、「(2) 補助対象経費及び補助額の算定方法」につきましてですが、教材及び教具の整備に係る経費、体験学習、実習等の実施に直接要する経費、児童生徒の相談や指導のために必要となる施設の借上料としており、それぞれ資料の9ページに別表をご用意しておりますが、1施設当たりの上限額を設けており、その範囲内で補助額を交付するものとなって

ございます。

再び5ページにお戻りいただければと思います。

続きまして、「(3) 補助対象期間」ですが、補助の対象期間につきましては、4月1日から翌年3月31日までを一つの年度として、その期間内に実施された補助費目を補助対象としております。

「3 施行期日」ですが、令和3年7月1日となっております。ただ、令和3年度分に係る交付事業の対象となる経費につきましては、令和3年4月1日に遡及して適用するという考えでございます。

なお、本補助金の予算は、令和3年市議会第2回定例会において、補正予算として既に措置済みでございます。要綱につきましては、6ページ以降に掲載してございますので、ご覧いただければと思います。

以上、報告を終わらせていただきます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かございますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。

2点質問をさせていただきます。

1点目ですが、市立の学校に通う児童生徒が入所する等が前提になっている制度と理解したのですが、フリースクール等を支援する際に、市立以外の学校、すなわち国立、県立、私立といった学校の児童生徒を対象としない理由があるのであれば教えていただきたいなと思います。これは「市で」、「市長は」とありますので、市の取り組み、市の教育委員会の取り組みであれば分からなくはないのですが、「市長は」という主語になっている取り組みにおいて、市立の学校に在籍している児童生徒等がいる施設に限定して対象にする理由があれば教えていただきたいと思います。

2点目ですが、9ページを拝見すると、補助上限額が施設当たりで決まっています。これは施設の規模がある程度同等であれば、施設当たりの額で決まっていることで十分なのでしょうけれども、この種のフリースクール等は施設の規模も多様である可能性はあるかなと思います。この上限を1施設当たりになされた前提として、施設の人数とか、施設の規模とか、そういったことについてある程度判断があらうかと思っておりますので、どういったご判断があって施設当たりで金額を定められたのかというのを教えてください。

以上です。

小田教育支援課長 1点目のご質問については、あくまでもこの補助事業のスタートにおいては、本市が設置している学校に限ってのことと考えてスタートしているところでございますが、ご存じのとおり、国も、かなり不登校対策の一環としてこの民間施設等との連携を強化することについては、かなり積極的に発言が見られるところでございますので、今後、市立以外の学校の不登校児童生徒に、どのようにフリースクールと連携をしていくのかということについては、国の動向も踏まえた上で、県や、または市長部局とも連携が必要になってくるかと思っておりますので、今後研究していきたいと、このように考えておるところでございます。

2点目につきましてですが、令和元年度と2年度にモデル事業という形で、委託を行った2年間の実績を踏まえますと、大体毎年平均で約14人の子どもたちが支援を受けている状況でございます。その他、これまでの他の施設等の状況等も見学等しながら、判断をしたものでございます。あくまでも委託事業の実績が人数的にも一番最も多い状況もありましたし、施設の的にも整っているところがありましたので、その部分で上限と捉えて、恐らくこの上限の中でほかの施設も網羅できるのではないかなという判断でございます。

以上です。

和田委員 フリースクールを運営して下さっている方々には様々な方面からの支援が必要だと思いますので、本当に感謝申し上げます。もちろん、この件に関しまして、随分長い間いろいろと議論もされてきたところだと思いますので、実際にその運営に携わっている方々はどのように進んできているか、そしてどのように決まったかということをご承知だとは思いますが、フリースクールを運営されている方々への、この補助金交付が決まったということの周知というのはどのようにされていますでしょうか。

小田教育支援課長 今後、市政だより、それから教育委員会のホームページ及び各学校等を通じて周知を図っていきたいと思っておりますが、定期的にこういった施設を運営されている方々との意見交換会も設けておまして、進捗状況等についてはできる限り積極的に発信しているところでございます。

和田委員 分かりました。ありがとうございます。

報告事項 (3) 千葉市電子書籍サービスの実施について

磯野教育長 報告事項 (3) 「千葉市電子書籍サービスの実施について」中央図書館長、説明をお願いします。

中島中央図書館長 中央図書館でございます。

報告事項 (3) 「千葉市電子書籍サービスの実施について」ご報告いたします。

資料の25ページをお願いいたします。

図書館では、新しい生活様式に対応するため、図書館に来館しなくても、スマートフォンやパソコンなどのディスプレイ上で読書を楽しめる電子書籍の無料貸出しを、令和3年7月30日の午後1時から開始いたします。

「3 利用対象者」ですが、図書館利用カードを持っている方が利用できます。利用カードを持っていない方は、図書館窓口での手続き、または、マイナンバーカードを持っている方につきましては、ちば電子申請システムにより来館しなくても利用登録が可能となります。まずは、個人利用から開始をしまして、団体につきましては、利用体制を整備しているところでございますので、段階的に学校から始めたいと考えております。

それでは画面をご覧ください。

こちらが電子書籍サイトのトップページとなります。サービス内容といたしましては、パソコン、スマートフォン、タブレットにより、こちらの電子書籍のサイトから、24時間いつでも電子書籍を借りることができます。貸出しは1人2点まで、貸出期間につきましては2週間以内となっております。1冊の本につきまして1人しか借りることはできません。ただし、著作権の保護期間を過ぎた作品などを集めた青空文庫につきましては、ほかの人が資料を借りていても借りることができます。貸出期間が終了すると自動的に返却となります。また、予約につきましても1人2点まで、予約資料が準備できてからの取り置き期間は7日間となります。

それではここで、画面上で1冊借りてみたいと思います。画面上で自分の借りたい本を選んで借りるボタンをクリックすると、すぐに借りることができます。また、既に借りられている本は予約ボタンになっておりまして、ボタンを押しますと順番待ちに入ります。

電子書籍の冊数でございますけれども、児童書、絵本や子育て

関連本、小説・エッセイのほか、ビジネスパーソン向けの短時間で読み切れる書籍や料理、健康などの実用書など、約7,600冊でスタートしまして、今年度さらに増やしていく予定でございます。

特徴ですけれども、本を読むというところをクリックしてページを進めたり、戻ったりするほか、文字の大きさの変更もできます。文字の色の反転ができて、自動音声による読み上げ機能もございます。

(自動音声のデモンストレーション)

そのため、読書困難者の方ですとか、高齢者の方々にも本が読みやすくなります。また、返却につきましては2週間経ちますと自動的に返却されますが、2週間以内であればいつでも自由に返却することができます。

お手元の資料に戻っていただきまして、「4 サービス内容」の「(4) 学校との連携も段階的に進めていきます」でございますけれども、まず、GIGAスクールによる1人1台のタブレットを利用いたしまして、千葉市図書館の電子書籍のサイトから利用ができるよう、個人の利用カードの取得を推進して参ります。また、今後、学校へパスワードを付与することにより、電子書籍を活用した読書活動が可能となるよう進めて参ります。

次の26ページですが、今日実際に画面を見ていただきましたが、参考といたしまして電子書籍サービスのサイトの画面を掲載しております。

報告事項(3)につきまして、説明は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かございますか。

和田委員 2点教えていただければと思います。

画面を見せていただいて非常に分かりやすいなと思ったのですが、この千葉市電子書籍サービスという、これはトップ画面になっているのでしょうか。図書館のホームページからも入れるようになっているのでしょうか。

中島中央図書館長 図書館ホームページにバナーを設け、リンクを張り、そこから入れるようになっております。

和田委員 分かりました。ありがとうございます。

それともう1点なのですけれども、貸出しが2冊までということなのですが、これは一般の書籍が借りられる10冊の中での2冊なのですか。それとも10冊以外に2冊借りられるというこ

とでしょうか。

中島中央図書館長 紙の書籍が10冊で、電子書籍が2冊ということで、トータルで12冊でございます。

和田委員 分かりました。7月30日午後1時に早速借りてみたいと思います。ありがとうございます。

小西委員 非常に便利なサービスだと思うのですが、しかも今まで図書館を利用していた層ではない方々にも新しくこの電子書籍サービスを利用していただけるかと思うのですが、周知が非常に大事だなと思うところです。子どもたちは学校を通して周知できるかと思うのですが、普段、図書館に来ないような方々への周知方法として、何か考えられていることあれば、教えていただけますか。

中島中央図書館長 周知ですけれども、まず、市政だより8月1日号、図書館のホームページ、そして広報広聴課のツイッター、図書館の中での館内掲示、あと学校につきましては、もう夏休みが始まっておりますので、学校・家庭間連携システムを使わせていただく予定でございます。あと、最後に障がいのある方も読みやすくなるかと思っておりますので、障がい者の団体へも関係課を通じまして連絡を取る予定でございます。

以上です。

小西委員 ありがとうございます。

市政だより等も見ない方もいるので、駅とか、本屋さんとか、サラリーマンの方等がよく目にする場所にも置いていただければなと思います。

中島中央図書館長 ご提案いただき、ありがとうございます。

議案第30号 陳情について

議案第31号 陳情について

磯野教育長 次に、議決事項に係る審議に移ります。なお、藤川委員におかれましては議案第30号から第32号までの陳情に関する教科用図書の策定に関係しているとのことですので、議案第30号から第32号までの審議については控室にて待機いただきます。

(藤川委員、退出)

磯野教育長 議決事項に係る審議を行います。議案第30号から議案第32号までの「陳情について」ですが、教育委員会組織規則第8

条第13号の規定に基づき、採択または不採択を議決することとなります。

議案第30号「陳情第1号」及び第31号「陳情第2号」、議案第30号及び第31号についてですが、陳情趣旨が同様のものであることから、一括して説明をいただき、採択についても一括で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

磯野教育長 議案第30号及び第31号に係る「陳情第1号及び第2号」については説明、採決ともに一括で行うことといたします。

それでは、「陳情について」、教育指導課長、説明をお願いします。

樋口教育指導課長 教育指導課でございます。

それでは、議案第30号及び第31号の教科書採択に関連し、提出された陳情について説明いたします。

議案第30号及び第31号の教科書採択に関する陳情については、同様の内容で要望されているものでございます。

内容としましては、中学校歴史教科書について、2020年度の採択結果を尊重し、採択替えを行わないでほしいという内容になります。

このことについて、一括して見解を申し上げます。採択の対象となります教科用図書は、文部科学省の検定を合格したものであり、学習指導要領の目標を踏まえたものとして捉えています。その上で、公開された会議の場において採択権者の責任の下、内容、構成が充実しており、本市の生徒の実態をもとにふさわしい教科用図書が採択されるべきものと考えます。

説明は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

竹田委員 先般教科書の展示会がありましたけれども、今まで教科書の採択に当たっては、この陳情書のようにこの教科書を使わないでほしいとか、逆に使ってほしいというようなご意見もありますが、これに関わらず、これまで本教育委員会では、本市の生徒にふさわしい教科書は何かということ、その構成、内容等を吟味してやってきましたので、これからもこの公平性、あるいは透明性を担保しつつ、責任を持って今後もぶれずに同様の方針で決めていっていいのではないかと思います。

磯野教育長 ほかにご意見、ご質問等はございませんようですので、採決に

移ります。

議案第30号及び第31号に係る「陳情第1号及び第2号」について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

磯野教育長 賛成の委員はおりません。

よって、陳情第1号及び第2号を、不採択とすることと決定いたします。

議案第32号 陳情について

磯野教育長 議案第32号「陳情について」、教育指導課長、説明をお願いします。

樋口教育指導課長 教育指導課でございます。

議案書は38ページになります。

議案第32号の教科書採択に関連し、提出された陳情について説明いたします。

議案第32号の教科書採択に関する陳情については、次の2点を要望しています。1点目ですが、中学校用歴史教科書の再採択におきまして、自由社並びに育鵬社版の歴史教科書を採択しないでほしい。2つ目、教科書採択に当たっては、いかなる政治的介入、圧力にも屈することなく、透明性、公平性のある採択を行ってほしい。この2点でございます。

このことについて、見解を申し上げます。まず1点目、中学校用歴史教科書の再採択において、自由社版並びに育鵬社版歴史教科書を採択しないでほしいという件についてですが、採択の対象となる教科用図書は、文部科学省の検定を合格したものであり、学習指導要領の目標を踏まえたものとして捉えています。その上で、公開された会議の場において、採択権者の責任の下、内容、構成が充実しており、本市の生徒の実態をもとにふさわしい教科用図書が採択されるべきものと考えます。

次に、2点目、教科書採択に当たってはいかなる政治的介入、圧力にも屈することなく、透明性、公平性のある採択を行ってほしいについてですが、教科書採択に関しては、採択権者の責任のもと、公平・公正に採択されるべきものと考えており、また併せて、教育委員会会議を公開とし、会議における採択結果や議事録を、その後に千葉市教育委員会ホームページにも掲載することで、

透明性の確保に努めております。

説明は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等を含め何かございますか。

小西委員 まずは、千葉市の子どもたちのために陳情をいただいたことについて、お礼を申し上げたいと思います。

その上で、まず、要旨の1点目については、今の説明のところで文科省の検定を合格した教科書が採択対象となりますし、教育委員会、そして私たち教育委員が責任を持って内容を十分に検討して、本市の子どもたちにふさわしい教科書を判断すべきだと考えております。

要旨の2点目についても本市では会議が公開で行われておりますし、私たち教育委員も外部からの圧力に左右されることなく、責任を持って採択を取りますので、願意は十分に満たされているかと思えます。

以上で、双方とも不採択という形がよろしいかと思えます。

磯野教育長 ほかにご意見ご質問等もございませんようですので、採決に移ります。

議案第32号に係る「陳情第3号」について、その願意を認め採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

磯野教育長 賛成の委員はおりません。よって「陳情第3号」を不採択とすることと決定いたします。

それでは、藤川委員に再度入場していただきます。

(藤川委員、再入場)

磯野教育長 以上で、本日の議事日程記載の案件に係る審議が終了いたしました。ここまででその他としてご意見、ご質問等、何かございますか。よろしいですか。

8 その他

- (1) 第2回臨時会は、8月2日(月)午後1時30分からとした。
- (2) 第8回定例会は、事務局において日程を調整の上、開催日を決定することとした。

9 閉会

磯野教育長より閉会を宣言